

道路整備特別措置法施行規則の一部を改正する省令案に関する意見募集を実施した際の省令案からの変更点は以下のとおりです。

	修正箇所	修正内容	備考
1	道路整備特別措置法施行規則第 13 条第 2 項第 7 号イ	「係員による徐行し又は停止すべき旨の指示がある場合には当該指示に従つて、標識その他の方法による徐行し又は停止すべき旨の表示がある場合には当該表示に従つて、通行しなければならないこと。」を「第五号イに定める通行方法によること。」に修正する。	技術的修正